

侵害の事実を疎明するための資料の作成例（意匠）

これは作成例です。意匠権の内容や差止対象物品の状況等に応じて、適宜の内容で作成してください。

添付資料3

侵害の事実を疎明するための資料

下記Ⅰ．に記載する物品が、関税法第69条の11第1項第9号及び第9号の2に掲げる本件輸入差止申立てに係る意匠権（以下「本件意匠権」という。）を侵害する物品に該当し、同項の規定により輸入してはならない貨物であることについて、下記Ⅱ．及びⅢ．のとおり疎明する。

冒頭、本件申立ての差止対象物品が何かを特定してください（下記の「***」には「イヤホン」や「ハンドバッグ」などの一般的な品名が入ります）。

Ⅰ．差止対象物品

差止対象物品は以下のものである。

例1：写真・図面等により特定する場合

- ① 別紙1に示す写真のとおり構成を有する物品（以下「イ号物品」という。）。なお、現時点で、製品名が「Dyna-Sound」で、型番「A0123」と表示された物品が発見されている。
- ② 別紙2に示す写真のとおり構成を有する物品（以下「ロ号物品」という。）。

例2：製造者・製品名・型番等と写真・図面等で特定する場合

A社が製造する型番「A0123」の物品（以下「イ号物品」という。）。であって、別紙1に示す写真の構成を有するもの。

例3：製造者・製品名・型番等のみで特定する場合

A社が製造する製品名「Dyna-Sound」、型番「A0124」の「***」（以下「イ号物品」という。）。

Ⅱ．イ号物品が本件意匠権を侵害すると認める理由

1．本件意匠権の概要

- ① 意匠権者：X株式会社
- ② 意匠登録番号：第1234560号
- ③ 意匠に係る物品：***

例1：本件意匠権が全体意匠の場合

- ④ 登録意匠（以下「本件意匠」という。）
下記に示すとおり。

例2：本件意匠権が部分意匠の場合

- ④ 登録意匠（以下「本件意匠」という。）

下記に示すとおり。なお、図面中、△△△が、部分意匠として意匠登録を受けた部分である。また、当該部分について、破線部も含めた意匠全体の・・・に位置し、その大きさ及び範囲は・・・である。

六面図や意匠の説明などにより登録意匠の内容を明示します。なお、登録意匠が部分意匠や組物の意匠である場合にはその旨記載するとともに、疎明内容もそれらに応じた記載となります。

上記の△△△には、「実線で表された部分（把持部）」や「緑色に着色した部分以外の部分（収容部以外の部分）」など、意匠登録を受けた部分における図面の記載方法と当該部分の部位の名称が入ります。

【斜視図】

【正面図】

【背面図】

【右側面図】

【左側面図】

【平面図】

【底面図】

必要に応じ、参考図も貼り付ける。

2. 本件意匠及びイ号物品の意匠に係る物品（用途及び機能）の共通性

例1：物品が同一の場合

本件意匠の意匠に係る物品は「***」であるところ、イ号物品についても別紙3に示すイ号物品と同梱されていた説明書の記載から明らかなように「***」であり、その物品は同一である。

例2：物品が同一でない場合

本件意匠の意匠に係る物品は「***」であるところ、「***」の使用の目的、使用の状態等から、その用途及び機能は・・・である。一方、イ号物品についてはその形態から明らかなように「○○○」であるが、「○○○」の使用の目的、使用の状態等から、その用途及び機能は・・・と言え、本件意匠の意匠に係る物品及びイ号物品はその用途及び機能において共通性があり、物品が類似すると言える。

例3：本件意匠が部分意匠の場合

本件意匠の意匠に係る物品は「***」であるところ、イ号物品についても別紙3に示すイ号物品と同梱されていた説明書の記載から明らかなように「***」であり、その物品は同一である。

また、本件意匠の意匠登録を受けた部分とイ号意匠の対応する部分の用途及び機能は、いずれも・・・であり、共通している。

本件意匠と差止対象物品の意匠の類否判断を行う前提として、両意匠の意匠に係る物品の共通性（同一性又は類似性）を示す必要があります。差止対象物品の意匠に係る物品を特定できる証拠となる資料が示されるとより確からしくなりますが、その形態から社会通念上明らかと考える場合には、その旨記載ください。

また、本件意匠が部分意匠の場合は、両意匠の意匠に係る物品の部分の用途及び機能の共通性（同一性又は類似性）を示す必要があります。

なお、利用関係や間接侵害の疎明の場合には、両意匠の意匠に係る物品が共通しない場合もあり、その際はそれらに応じた記載となります。

3. 本件意匠及びイ号物品の意匠（以下「イ号意匠」という）の形態

(1) 本件意匠

イ 基本的構成態様

本件意匠の基本的構成態様は、以下のとおりである。

・・・

ロ 具体的構成態様

本件意匠の具体的構成態様は、以下のとおりである。

・・・

(2) イ号意匠

イ 基本的構成態様

イ号意匠の基本的構成態様は、以下のとおりである。

・・・

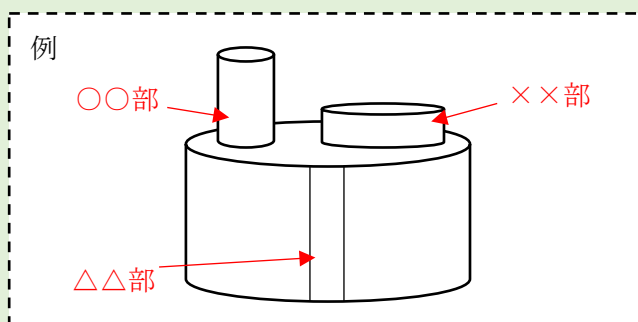
ロ 具体的構成態様

イ号意匠の具体的構成態様は、以下のとおりである。

・・・

両意匠の形態について特定します。意匠の形態のうち、物品全体の形態（意匠を大づかみに捉えた骨格的形態）である基本的構成態様と、各部の具体的構成態様に分けて特定する方法がありますが、必ずこの方法によらなければならないものではありません。

なお、形態を説明するための文言を補足するために、下記の例のように図面に矢印や説明を加えることを推奨します。



4. 本件意匠とイ号意匠の対比

例1：本件意匠が全体意匠の場合

本件意匠とイ号意匠の形態の共通点及び差異点は、以下のとおりである。

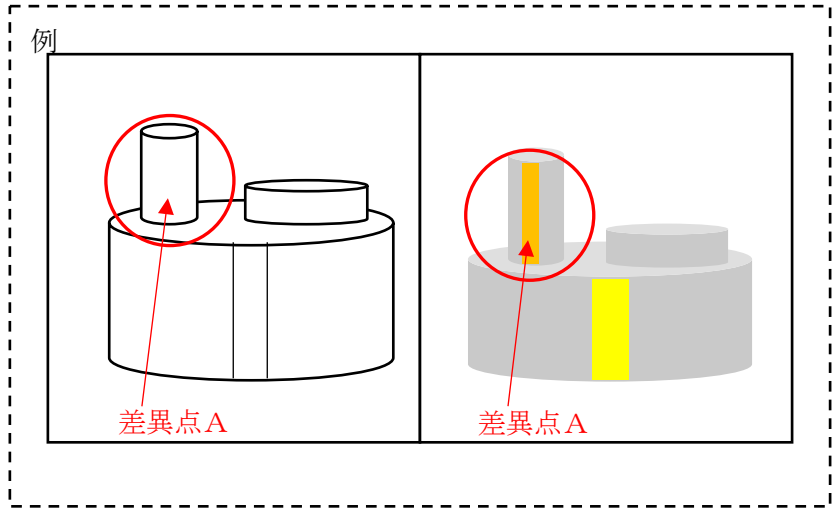
例2：本件意匠が部分意匠の場合

本件意匠の意匠登録を受けた部分とイ号意匠の対応する部分の意匠全体での位置・大きさ・範囲は共通／相違しており、また、両意匠（部分）の形態の共通点及び差異点は、以下のとおりである。

本件意匠が部分意匠の場合は、イ号意匠の対応する部分と比較し、破線部も含めた意匠全体での位置・大きさ・範囲を対比する必要があります。

なお、両意匠（部分）の位置・大きさ・範囲が相違していたとしても、下記5.の類否判断において、その相違のみをもって直ちに非類似となるものではなく、当該物品分野においてありふれた範囲内の相違であれば、類否判断に大きな影響を与えるものではありません。

- (1) 共通点
 - イ 基本的構成態様
 - ...
 - ロ 具体的構成態様
 - ...
- (2) 差異点
 - イ 基本的構成態様
 - ...
 - ロ 具体的構成態様
 - ...



上記 3. で特定した両意匠の形態を対比し、共通点及び差異点の特定を行います。
 形態の特定と同様に、上記の例のように両意匠の図面等を左右に並べるなどして図示により特定することを推奨します。

5. 類否判断

- (1) 本件意匠の特徴部分（要部）の検討
- ...

意匠に係る物品の性質・用途・使用態様、さらには公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、その物品の需要者（取引者を含む）の注意を最もひきやすい部分がどこかを検討し、記載します。

なお、意匠公報には参考文献として、特許庁での意匠審査の際に参酌された先行意匠の登録番号や公知意匠の資料番号が掲載されており、簡易に参酌できる公知意匠といえます。また、本件意匠権の関連意匠が存在する場合は、関連意匠を参酌できます。（特徴部分（要部）の検討は必須ではありません。）

上記 4. で特定した両意匠の共通点及び差異点について、それぞれが類否判断に与える影響の大きさを評価します。

- (2) 両意匠の共通点及び差異点の評価
 - イ 共通点の評価

例 本件意匠とイ号意匠は、上記 4. (1) に示したとおりの共通点があるが、当該共通点に係る態様は上記 5. (1) で検討した本件意匠の要部を構成する特徴的態様といえ、この種物品の需要者の注意を強くひくものであり、両意匠の類否判断に大きな影響を与え得ると言える。

- ロ 差異点の評価

例 両意匠には上記 4. (2) に示したとおりの差異点が存在するが、〇〇については別紙 4 に示すよう

にこの種の物品分野においては一般的に見られるありふれた態様と言え、需要者の注意をひかず、〇〇については・・・であることから類否判断に与える影響は小さいものと言える。

(3) 意匠全体としての類否判断

例 本件意匠とイ号意匠は、意匠に係る物品が共通し、その形態についても上記共通点が上記差異点を凌駕し、需要者に対し共通した美感を起こさせるものということができることから、両意匠は類似するものと言える。

一般的な意匠の類否判断においては、両意匠の意匠に係る物品が共通することを前提として、両意匠の形態の共通点及び差異点を特定し、共通点及び差異点が両意匠の類否判断に及ぼす影響を検討します。そして、特に意匠の特徴部分（要部）において両意匠の構成が共通していると認められる場合には、両意匠は類似するものと認められます。意匠全体として観察した場合の共通点及び差異点が類否判断に及ぼす影響について検討した上で（特に差異点についてはそれぞれの差異点に応じた根拠を明示）、両意匠が類似する旨を記載してください。

6. 結論

以上のとおり、イ号意匠は本件意匠に類似し、よって、当社の許諾なく、イ号物品が①業として輸入された場合、又は②外国にある者によって業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませられた場合には本件意匠権を侵害する。

Ⅲ. ロ号物品が本件意匠権を侵害すると認める理由

1. 本件意匠の概要

上記Ⅱ. 1. 記載のとおり。

2. 本件意匠及びロ号物品の意匠に係る物品の共通性

複数の差止対象物品を疎明する場合には、作成例のようにⅡ. Ⅲ. 等に項目を分けると分かりやすいです。なお、重複する内容は適宜「上記のとおり」などとして省略して差し支えありません。

(以下、上記Ⅱ. と同様に記載)

ロ号物品が、イ号物品の単純な色違い品・模様違い品であれば、疎明の記載はより簡略化して差し支えありません（例えば「ロ号意匠は上記イ号意匠の色彩を赤色としたものである。」等）。

以上

別紙資料

- ・別紙1 イ号物品の形態一覧
- ・別紙2 ロ号物品の形態一覧
- ・別紙3 説明書
- ・別紙4 公知意匠
- ・・・・

資料を添付する場合には、別紙1、別紙2・・・とし、別紙資料一覧を記載ください。

イ号物品の形態一覧

※意匠の類否判断は6面図での対比が基本であるため、意匠公報の図面に準じて、差止対象物品の6面の写真を撮影して掲載します（下記の灰色の四角が写真に当たります）。なお、必要に応じ、拡大図や斜視図についても掲載してください。

正面図



背面図



右側面図



左側面図



平面図



底面図

